

成年後見制度の利用促進 に関する取組について

— 令和 4 年 6 月以降 —

令和 5 年 3 月
法務省民事局

- 1 成年後見制度の利用促進のための周知**
- 2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及**
- 3 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保**
- 4 成年後見制度の見直しに向けた検討状況**

1 成年後見制度の利用促進のための周知

○ 任意後見制度に関するリーフレットの増刷・ポスターの新規作成

- ・ 任意後見制度に関するリーフレットを658,500部増刷し、また、新たにポスターを7,750部作成し、法務局、各種専門職団体、市区町村、社会福祉協議会等に配布（参考1）

○ 成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットの増刷

- ・ 成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットを658,500部増刷し、法務局、各種専門職団体、市区町村、社会福祉協議会、中核機関等に配布（参考2）

○ 成年後見制度に関する周知用動画の作成

- ・ 成年後見制度に関する周知用動画を作成し、YouTube法務省チャンネルで公開（参考3）

○ 成年後見制度に関するインターネット広告の実施

- ・ 令和4年11月から令和5年2月まで、インターネット広告を実施
※検索内容に応じて、検索結果の上位に法務省ホームページの関係部分を表示させるもの

任意後見人となる方を自分で選ぶことができます。



以下のような事務を委任することができます。

「財産管理に関する法律行為」

- 本人の預貯金の管理・払戻し
- 不動産等の重要な財産の処分 など

「身上監護に関する事務」

- 介護サービスの契約締結
- 福祉関係施設への入所契約締結 など

当事者間の合意によって、法律の趣旨に反しない限り、自由に委任する事務の内容を決めることができます。

※成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。法定後見制度は、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等を選任し、その権限も基本的に法律で定められているなどの点で、任意後見制度と違いがあります。



これから任意後見契約を結ばれる方

●全国の公証役場
<https://www.koshonin.gr.jp/list>



任意後見監督人選任手続について

●全国の家庭裁判所

任意後見制度について

●法務省民事局参事官室
 TEL: 03-3580-4111(代表)

成年後見制度・成年後見登記制度について

法務省ホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

(令和4年2月発行)

任意後見制度を知っていますか？

法務省民事局

任意後見制度とは、どのような制度ですか？

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

任意後見契約で委任された事務は、いつから行うことができますか？

任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。自分の判断能力が低下した場合に備えて任意後見契約を締結した本人の意向を踏まえると、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立をすることが求められます。

1 最近物忘れがひどくて、将来が不安…。娘に将来を任せたい

2

●任意後見契約は、公正証書によって契約する必要があります。
 ●法律の専門家である公証人が、本人の真意を確認し、確実な内容の契約が結ばれるようサポートします。
 ※任意後見監督人が選任されていない状態では、まだ受任者は任意後見契約で委任された事務を行えません。

3 お母さんに認知症の症状が出てきている…。

4 家庭裁判所に対し、「任意後見監督人」選任の申立てをします。
 ※本人以外の方が申立てをする場合、任意後見監督人を選任するには本人の同意が必要です。(ただし、本人が意思表示をすることができないときは必要ありません。)

5 家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から任意後見契約の効力が生じ、受任者が任意後見人となり、任意後見契約で委任された事務を開始します。
 任意後見監督人は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを監督します。

任意後見制度

将来の生活・財産の管理を信頼できる人に託したい。

せいねんこうけんせいど
成年後見制度
 せいねんこうけんとうきせいど
成年後見登記制度

判断能力が不十分な方を保護・支援する成年後見制度。任意後見制度は、中でも、代理人をあらかじめ自分で決められる制度です。

法務省民事局

法務省のホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度」
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>



いざという時のために
し 知って安心



せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度

せい ねん こう けん とう き せい ど
成年後見登記制度



ほう せ しょう じん せき
法務省民事局

- ・ 法定後見制度・任意後見制度・後見登記制度について、制度の概要や手続などをQ A方式で説明
- ・ 任意後見制度及び後見・保佐・補助類型の事例について、メリットをわかりやすい形で説明

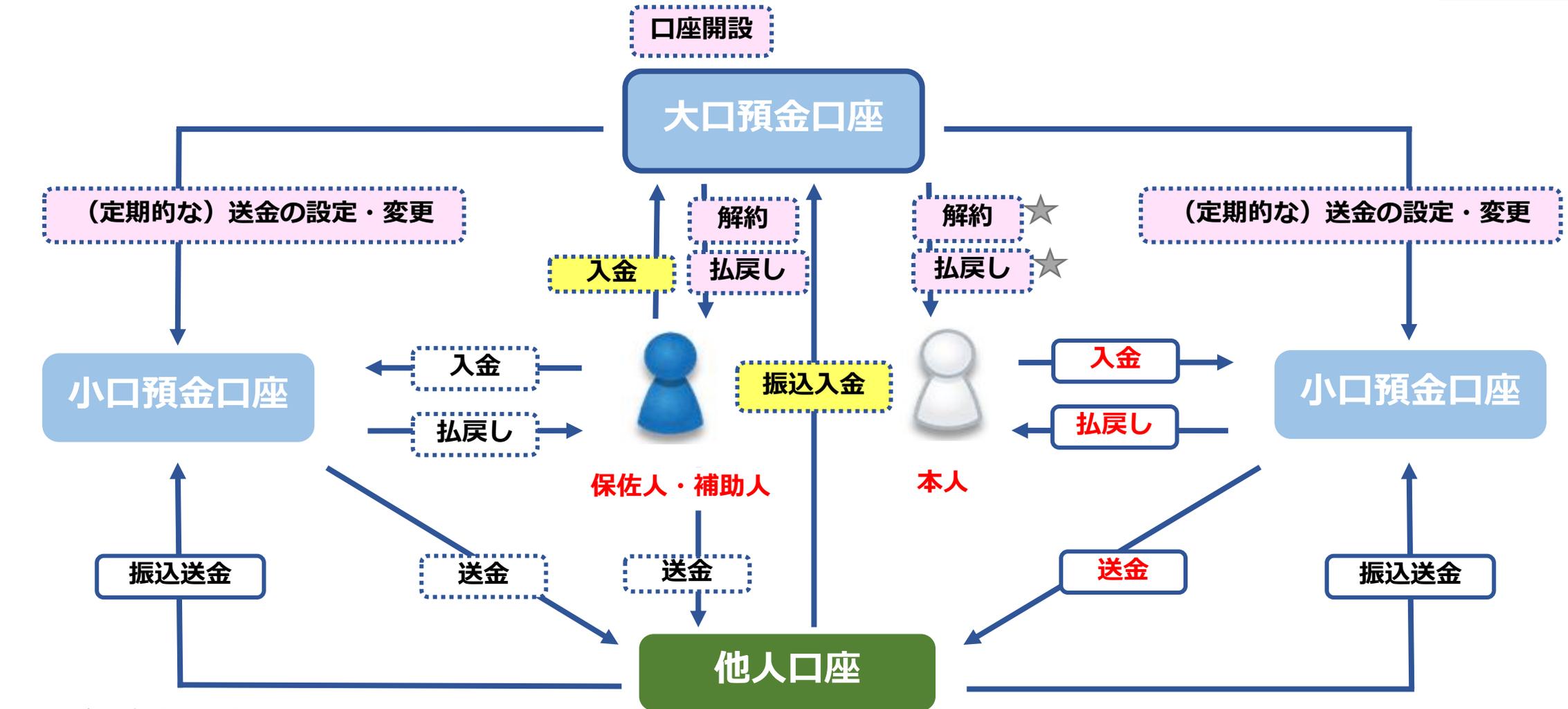


- ・ 成年後見制度のうち、特に法定後見制度について、制度の概要や手続などを、架空事例を用いて説明
- ・ Q A方式を併用することで、多くの方が気になる部分を分かりやすく説明



2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及

- 「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」において、令和3年10月、保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みに関する方向性（参考4）が取りまとめられ、令和4年2月、同方向性について、専門職団体・当事者団体の関係者からヒアリングが実施された。
- 上記会議において、令和5年1月、保佐・補助類型を中心とした後見制度支援預貯金の導入状況等について情報共有を行った。
事務負担やシステム面での負担、費用対効果といった導入に向けた課題が挙げられたが、導入に向けて検討している金融機関が存在することも確認できた。
- 今後、金融機関において、関係省庁等と連携しながら、具体的な運用の仕組みについて検討するなどして対応



- 資金の流れ
- ⋯ 保佐人又は補助人が代理人として行う取引
- ⋯ 家庭裁判所が発行する指示書によるチェックを行う取引
- ⋯ 指示書を要するか否かはオプションとされている取引
- ★ ⋯ 保佐人・補助人の同意について家庭裁判所が指示書を発行することにより本人による解約、払戻しが可能

3 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保

- (1) 「任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付」と
- (2) 「利用状況に関する意識調査の実施」

○ 概要

任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者約25万人のうち、契約締結後約3年半以上経過（※）している委任者（ご本人）及び受任者計約18万人に対して、令和3年度、令和4年度の2か年で実施

※ 令和3年度調査時点での経過年数（以下同じ）

- 令和3年度は約8万人（契約締結から約10年以上経過）を、令和4年度は10万人（契約締結から約3年半から約10年まで）を対象に実施

(1) 任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付

- 任意後見監督人の選任の申立てを促す文書を、任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者に送付（令和3年12月に約8万人に、令和4年12月に10万人に送付）

任意後見監督人の選任について

任意後見契約は、御本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されることにより、初めて契約の効力が生じるものです。

「契約の効力が生じる」とは、任意後見監督人の監督の下で任意後見人（＝任意後見契約の受任者）が任意後見契約で定められた特定の法律行為をご本人に代わって行うことが可能となることを指します。

そのため、任意後見制度を安心して御利用いただくためには、御本人の判断能力が低下した際に、御本人、受任者又は御家族から家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てをしていただくことが重要となります。

御本人の判断能力が低下し、任意後見監督人の選任を検討される場合には、各家庭裁判所で行っている手続の説明・案内（「家事手続案内」）を御利用願います。

(2) 利用状況に関する意識調査（調査全体の概要）

○ 調査対象者

任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者合計約18万人（令和3年度約8万人（契約締結から約10年以上が経過した方）、令和4年度10万人（契約締結から約3年半から約10年までの方））を対象に実施

○ 調査票回収数

全体：2万5,669人（回収率：14.3%）
※令和3年度：1万1,079人（回収率：13.9%）
令和4年度：1万4,590人（回収率：14.6%）

○ 宛先に届かなかった数

全体：5万1,397通
※令和3年度：2万9,077通
令和4年度：2万2,320通

○ 到達数に対する回収率

全体：20%（=25,669（回収数）／128,595（到達数）×100）
※令和3年度：21.8%
令和4年度：18.8%

※ 調査結果の概要は12ページ～14ページ参照
調査結果の全体は19ページ以降参照（参考5）

(2) 利用状況に関する意識調査（結果概要①）

○ ご本人・受任者の現在の年齢（質問2）

ご本人の年齢は70歳以上が多く（ご本人死亡を含めると約86%）、受任者の年齢は60歳以上が多い（受任者死亡を含めると約60%）。

○ 受任者の立場（質問3）

親族が約64%、専門職が約15%、その他団体が約10%。専門職は増加（R3:約12%→R4:約18%）している。

○ ご本人が任意後見契約を締結した理由（質問4・複数回答可）

「自分の安全を守ってくれる公的な仕組みが備わった契約だから」が約63%（R3:約60%→R4:約65%）、「任意後見人を自分で選ぶことができる」が約39%（R3:約36%→R4:約40%）

○ 任意後見人の報酬（質問5）

「無償」が最多（約54%）、次に多いのが月額3万円未満（約17%）。報酬額を定めている場合のうち、月額3万円以上が増加（R3:約10%→R4:約15%）している。

○ 本人と受任者の連絡頻度・本人の判断能力の確認頻度（質問10、質問11）

「毎日～1か月に数度」がいずれも5割程度、「1か月に1度」がいずれも2割程度、それ以外が「3～4か月に1度」以下となっている。

(2) 利用状況に関する意識調査（結果概要②）

○ 任意後見監督人の選任申立ての有無（質問6）

- ・ 「した」方が約7%、「していない」方が約85%

任意後見監督人の選任申立てをしていない理由（質問7・複数回答可）

- ・ 「本人の判断能力に問題ない」が約68%
- ・ 一方、「任意代理契約のままで支障を感じていない（約17%※）」 「任意後見監督人への報酬支払に抵抗がある（約6%）」 「裁判所への申立てをするのが負担（約6%）」 「任意後見監督人等の監督を受けることに抵抗がある（約6%）」 「選任の申立てが必要なことを知らなかった（約5%）」といった回答もある。

※ 任意代理契約を締結しているのは全回答者の約33%（R3:約27%→R4:約38%）

○ 本人の判断能力が低下した場合の任意後見監督人の選任申立ての意向（質問14）

- ・ 「必ずする」「たぶんする」が合計約47%、「たぶんしない」「しない」「分からない」が合計約31% ※任意後見監督人の選任申立てをしていないと回答した方のみ回答

理由（質問15・複数回答可）

任意代理契約のままで支障を感じていない（約48%）、裁判所への申立てが負担（約27%）、その他（約24%。本人死亡が多い）、任意後見監督人等の監督を受けることに抵抗がある（約24%）、任意後見監督人に誰がなるか分からない（約22%）、任意後見監督人への報酬支払に抵抗がある（約23%）など。

(2) 利用状況に関する意識調査（結果概要③）

○ 本人の判断能力が低下した場合に任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを知っているか（質問13）

「知っている」が約70%、「知らない」が約23%

※「知らない」のうち約91%が親族の受任者（受任者に占める親族の割合は約64%）。親族の受任者のうち約32%が「知らない」と回答。親族の受任者のうち「知らない」の割合は減少（R3:約34%→R4:約30%）。

○ 任意後見制度で不便や不都合な点、制度を改正すべきと感じた点（質問16・複数選択可）

- ・ 「監督を受ける負担を軽減する仕組みにすべき（約26%）」 「任意後見監督人等による監督が負担（約23%）」 「任意後見監督人への報酬支払が負担（約20%）」 「公正証書を作成するために公証役場に行くのが負担（約19%）」などの回答があった。
- ・ 他方、「無回答等」が約35%あった。



- ・ 制度に関する理解の不十分さが原因と思われる回答があるため、引き続き、公証役場で任意後見契約の内容や本人の判断能力が低下した場合に速やかに任意後見監督人選任の申立てをする必要があることの丁寧な説明、関係機関と連携したリーフレット・ポスターなどによる継続的な制度の周知が必要
- ・ 任意後見制度の見直しの検討にも活用

4 成年後見制度の見直しに向けた検討状況

(1) 成年後見制度の在り方に関する研究会（※）の概要

- 検討対象 成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）の見直し
- メンバー 座長 山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授
委員 合計13名（学者6名、弁護士1名、司法書士1名、
社会福祉士1名、当事者団体4名）
関係省庁 法務省民事局、厚生労働省社会・援護局、最高裁家庭局

※ 公益社団法人商事法務研究会が主催。

(2) -1 研究会の開催状況及び検討事項等

【第1回会議】

日 時 令和4年6月7日

議 題 成年後見制度の概要
成年後見制度の見直しの必要性について

【第2回会議】

日 時 令和4年6月28日

議 題 適切な時機に必要な範囲・期間で利用する制度の導入に関する検討の必要性について
上記制度を導入した場合の本人の法律行為について
後見の開始要件や終了事由の見直し 等

【第3回会議】

日 時 令和4年7月28日

議 題 成年保護特別代理人制度の創設について
成年後見制度の制度枠組みの見直し 等

(2) -2 研究会の開催状況及び検討事項等

【第4回会議】

日時 令和4年9月7日

議題 任意後見制度の概要及び課題等

適切な任意後見監督人の選任申立てを確保するための方策 等

【第5回会議】

日時 令和4年10月21日

議題 地方自治体（香川県三豊市）及び当事者団体（一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ、公益社団法人全国精神保健福祉会、全国「精神病」者集団、特定非営利活動法人日本障害者協議会）からのヒアリング

【第6回会議】

日時 令和4年11月25日

議題 地方自治体（大阪府八尾市）及び参考人（石川准内閣府障害者政策委員会委員長）からのヒアリング

海外法制調査報告（フランス法）

(2)－3 研究会の開催状況及び検討事項等

【第7回会議】

日 時 令和4年12月9日

議 題 海外法制調査報告（ドイツ法、米国統一モデル法等、アルゼンチン法、ブラジル法）

【第8回会議】

日 時 令和5年2月22日

議 題 任意後見人に対する監督の在り方について
成年後見制度の基本理念及び成年後見制度が担うべき役割 等

【第9回会議】

日 時 令和5年3月22日

議 題 現行の成年後見制度の利用場面について（必要性の観点からの整理）

～ 次 回 ～

【第10回会議】

日 時 令和5年4月25日

議 題 現行の成年後見制度の利用場面について（本人の意思の観点からの整理）
意思能力等についての検討 等

1 回答者の属性

	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①ご本人	5,819人	22.7%	2,191人	19.8%	3,628人	24.9%
②受任者	19,644人	76.5%	8,780人	79.2%	10,864人	74.5%
③無回答等	206人	0.8%	108人	1.0%	98人	0.7%

※ 「無回答等」とは、無回答又は回答内容が判別不能なものなどを指す。

2 (1) ご本人の年齢（調査票送付の翌年1月1日時点）

	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①39歳以下	36人	0.1%	14人	0.1%	22人	0.2%
②40～49歳	110人	0.4%	34人	0.3%	76人	0.5%
③50～59歳	345人	1.3%	114人	1.0%	231人	1.6%
④60～69歳	1,209人	4.7%	394人	3.6%	815人	5.6%
⑤70～79歳	3,354人	13.1%	1,109人	10.0%	2,245人	15.4%
⑥80～89歳	6,771人	26.4%	2,065人	18.6%	4,706人	32.3%
⑦90歳以上	4,981人	19.4%	1,800人	16.2%	3,181人	21.8%
⑧お亡くなりになっている	6,861人	26.7%	3,909人	35.3%	2,952人	20.2%
⑨無回答等	2,002人	7.8%	1,640人	14.8%	362人	2.5%

（参考）令和元年7月29日時点の調査結果（専門家会議 第4回中間検証WGに報告）
 登記されている（閉鎖を除く）任意後見契約（約12万件）の契約締結時の本人の平均年齢 → 約80歳

2 (2) 受任者の年齢（調査票送付の翌年1月1日時点）

	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
① 39歳以下	349人	1.4%	99人	0.9%	250人	1.7%
② 40～49歳	2,292人	8.9%	555人	5.0%	1,737人	11.9%
③ 50～59歳	4,781人	18.6%	1,491人	13.5%	3,290人	22.5%
④ 60～69歳	7,755人	30.2%	3,097人	28.0%	4,658人	31.9%
⑤ 70～79歳	5,844人	22.8%	2,857人	25.8%	2,987人	20.5%
⑥ 80～89歳	1,423人	5.5%	752人	6.8%	671人	4.6%
⑦ 90歳以上	211人	0.8%	107人	1.0%	104人	0.7%
⑧ お亡くなりになっている	286人	1.1%	182人	1.6%	104人	0.7%
⑨ 無回答等	2,728人	10.6%	1,939人	17.5%	789人	5.4%

2 (3) 契約締結時からの経過年数（調査票送付の翌年1月1日時点）

	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
① 5年未満	2,475人	9.6%			2,475人	17.0%
② 5～10年	12,378人	48.2%	2,074人	18.7%	10,304人	70.6%
③ 11～15年	5,756人	22.4%	4,654人	42.0%	1,102人	7.6%
④ 16～20年	1,482人	5.8%	1,482人	13.4%		
⑤ 21～25年	231人	0.9%	231人	2.1%		
⑥ 無回答等	3,347人	13.0%	2,638人	23.8%	709人	4.9%

3 受任者の立場

	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①ご本人の親族	16,495人	64.3%	6,972人	62.9%	9,523人	65.3%
②ご本人の友人・知人	1,602人	6.2%	602人	5.4%	1,000人	6.9%
③専門職（弁護士・弁護士法人・司法書士・司法書士法人・社会福祉士等）	3,964人	15.4%	1,331人	12.0%	2,633人	18.0%
④市民後見人	59人	0.2%	19人	0.2%	40人	0.3%
⑤その他個人	382人	1.5%	145人	1.3%	237人	1.6%
⑥その他団体（NPO法人・社会福祉協議会・一般社団法人等）	2,544人	9.9%	1,653人	14.9%	891人	6.1%
⑦無回答等	623人	2.4%	357人	3.2%	266人	1.8%

（参考）平成30年11月の調査結果（専門家会議 第4回中間検証WGに報告）

平成30年10月及び11月に、全国の公証役場で新たに公正証書が作成された任意後見契約（約1900件）の受任者の属性

親族	: 70%	友人知人	: 6%	専門職	: 17%
市民後見人	: 0%	その他個人	: 1%	その他団体	: 6%

4 任意後見契約を締結した理由（ご本人（※）への質問）（複数選択可）						
	全体		令和3年度		令和4年度	
	①判断能力が低下した場合に自分の安全を守ってくれる公的な仕組みが備わった契約だから	3,684人	63.3%	1,323人	60.4%	2,361人
②任意後見人を誰にするか自分で選ぶことができるから	2,255人	38.8%	795人	36.3%	1,460人	40.2%
③任意後見人に代理させる事柄等を自分で決められるから	1,120人	19.2%	393人	17.9%	727人	20.0%
④任意後見人の報酬の有無や額を当事者で決められるから	519人	8.9%	163人	7.4%	356人	9.8%
⑤その他	306人	5.3%	117人	5.3%	189人	5.2%
⑥無回答等	692人	11.9%	338人	15.4%	354人	9.8%

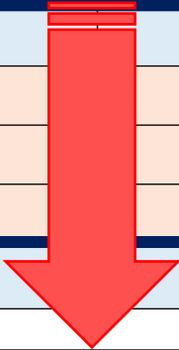
（※）ご本人の人数		
全体	令和3年度	令和4年度
5,819人	2,191人	3,628人

5 任意後見契約で定められた任意後見人に対する報酬額

	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①月額10万円以上	175人	0.7%	65人	0.6%	110人	0.8%
②月額5万円以上10万円未満	695人	2.7%	261人	2.4%	434人	3.0%
③月額3万円以上5万円未満	2,315人	9.0%	739人	6.7%	1,576人	10.8%
④月額3万円未満	4,394人	17.1%	2,331人	21.0%	2,063人	14.1%
⑤無償（報酬なし）	13,750人	53.6%	5,860人	52.9%	7,890人	54.1%
⑥その他	815人	3.2%	320人	2.9%	495人	3.4%
⑦分からない	2,000人	7.8%	761人	6.9%	1,239人	8.5%
⑧無回答等	1,525人	5.9%	742人	6.7%	783人	5.4%

6 任意後見監督人の選任の申立ての有無

	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①した	1,666人	6.5%	665人	6.0%	1,001人	6.9%
②していない	21,692人	84.5%	9,329人	84.2%	12,363人	84.7%
(内訳) 本人	4,544人	20.9%	1,730人	18.5%	2,814人	22.8%
受任者	17,067人	78.7%	7,564人	81.1%	9,503人	76.9%
不明	81人	0.4%	35人	0.4%	46人	0.4%
③分からない	1,490人	5.8%	647人	5.8%	843人	5.8%
(内訳) 本人	415人	27.9%	150人	23.2%	265人	31.4%
受任者	1,061人	71.2%	490人	75.7%	571人	67.7%
不明	14人	0.9%	7人	1.1%	7人	0.8%
④無回答等	821人	3.2%	438人	4.0%	383人	2.6%



	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
本人	4,544人	78.1%	1,730人	79.0%	2,814人	77.6%
受任者	17,067人	86.9%	7,564人	86.2%	9,503人	87.5%
不明	81人	39.3%	35人	32.4%	46人	46.9%

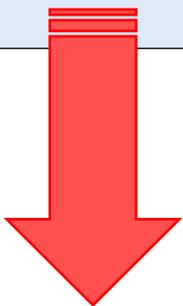
	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
本人	415人	7.1%	150人	6.8%	265人	7.3%
受任者	1,061人	5.4%	490人	5.6%	571人	5.3%
不明	14人	6.8%	7人	6.5%	7人	7.1%

(参考) 令和元年7月29日時点の調査結果（専門家会議 第4回中間検証WGに報告）
 閉鎖登記を除く全登記 : 監督人選任登記「あり」は3%、「なし」は97%
 閉鎖された登記 : 監督人選任登記「あり」は22%、「なし」は78%
 本人死亡で閉鎖された登記 : 監督人選任登記「あり」は34%、「なし」は66%

7 (質問6で②を選んだ方(※)) 任意後見監督人の選任の申立てをしていない理由(複数選択可)						
	全体		令和3年度		令和4年度	
①ご本人の判断能力に問題がなく、必要がないから	14,714人	67.8%	6,051人	64.9%	8,663人	70.1%
②ご本人の判断能力が低下しているか分からないから	751人	3.5%	294人	3.2%	457人	3.7%
③医師の診断書等多くの書類の準備が必要となるなど裁判所への申立てをするのが負担だから	1,299人	6.0%	565人	6.1%	734人	5.9%
④任意後見監督人に誰がなるのか分からないから	1,077人	5.0%	364人	3.9%	713人	5.8%
⑤任意後見監督人に報酬が支払われることに抵抗があるから	1,333人	6.1%	466人	5.0%	867人	7.0%
⑥任意後見監督人や家庭裁判所による監督を受けることに抵抗があるから	1,197人	5.5%	466人	5.0%	731人	5.9%
⑦任意代理契約のままで支障を感じていないから	3,671人	16.9%	1,564人	16.8%	2,107人	17.0%
⑧選任の申立てが必要なことを知らなかったから	1,097人	5.1%	537人	5.8%	560人	4.5%
⑨ご本人が意思を表示することができる場合において、ご本人の同意が得られないから	266人	1.2%	92人	1.0%	174人	1.4%
⑩その他(※全体として約5割が本人「死亡」)	2,608人	12.0%	1,304人	14.0%	1,304人	10.5%
⑪無回答等	387人	1.8%	162人	1.7%	225人	1.8%

(※) 質問6で②を選んだ人数			
	全体	令和3年度	令和4年度
合計	21,692人	9,329人	12,363人
(内訳) 本人	4,544人	1,730人	2,814人
受任者	17,067人	7,564人	9,503人
不明	81人	35人	46人

8 本人と受任者との間の任意代理契約の締結の有無						
	全体		令和3年度		令和4年度	
①締結している	8,461人	33.0%	2,952人	26.6%	5,509人	37.8%
②締結していない	12,594人	49.1%	6,105人	55.1%	6,489人	44.5%
③分からない	3,321人	12.9%	1,367人	12.3%	1,954人	13.4%
(内訳) 本人	807人	24.3%	294人	21.5%	513人	26.3%
受任者	2,498人	75.2%	1,063人	77.8%	1,435人	73.4%
不明	16人	0.5%	10人	0.7%	6人	0.3%
④無回答等	1,293人	5.0%	655人	5.9%	638人	4.4%



○回答者の属性（質問1）ごとの「分からない」割合						
	全体		令和3年度		令和4年度	
本人	807人	13.9%	294人	13.4%	513人	14.1%
受任者	2,498人	12.7%	1,063人	12.1%	1,435人	13.2%
不明	16人	7.8%	10人	9.3%	6人	6.1%

(参考) 平成30年11月の調査結果
(専門家会議 第4回中間検証WGに報告)

平成30年10月及び11月に、全国の公証役場で新たに公正証書が作成された任意後見契約（約1900件）の類型

移行型：75%
将来型：24%
即効型：1%

9 (質問8で①を選んだ方(※)) 任意代理契約に基づき受任者が行っている代理行為(複数選択可)

	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①任意代理契約を締結したものの、具体的な代理行為はしていない	2,522人	29.8%	765人	25.9%	1,757人	31.9%
②預貯金や出資金に関する金融機関等との取引関係	4,873人	57.6%	1,765人	59.8%	3,108人	56.4%
③ご本人所有の特定の不動産の管理・処分関係	2,360人	27.9%	871人	29.5%	1,489人	27.0%
④介護・医療契約その他の福祉サービスの契約・支払関係	4,707人	55.6%	1,716人	58.1%	2,991人	54.3%
⑤その他	542人	6.4%	202人	6.8%	340人	6.2%
⑥無回答等	84人	1.0%	33人	1.1%	51人	0.9%

(※) 質問8で①を選んだ人数

全体	令和3年度	令和4年度
8,461人	2,952人	5,509人

10 任意後見契約締結後の本人と受任者との連絡頻度

	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①毎日～1か月に数度	13,110人	51.1%	5,375人	48.5%	7,735人	53.0%
②1か月に1度	5,157人	20.1%	1,825人	16.5%	3,332人	22.8%
③3～4か月に1度	1,849人	7.2%	629人	5.7%	1,220人	8.4%
④6～7か月に1度	661人	2.6%	245人	2.2%	416人	2.9%
⑤1年に1度	2,150人	8.4%	1,651人	14.9%	499人	3.4%
⑥2～3年に1度	115人	0.4%	48人	0.4%	67人	0.5%
⑦ほとんど連絡を取っていない	813人	3.2%	349人	3.2%	464人	3.2%
⑧無回答等	1,814人	7.1%	957人	8.6%	857人	5.9%

11 (受任者(※)への質問) 任意後見契約締結後のご本人の判断能力の確認頻度						
	全体		令和3年度		令和4年度	
①毎日～1か月に数度	9,522人	48.5%	3,969人	45.2%	5,553人	51.1%
②1か月に1度	3,978人	20.3%	1,405人	16.0%	2,573人	23.7%
③3～4か月に1度	1,612人	8.2%	574人	6.5%	1,038人	9.6%
④6～7か月に1度	566人	2.9%	208人	2.4%	358人	3.3%
⑤1年に1度	1,874人	9.5%	1,573人	17.9%	301人	2.8%
⑥2～3年に1度	67人	0.3%	27人	0.3%	40人	0.4%
⑦ほとんど連絡を取っていない	630人	3.2%	283人	3.2%	347人	3.2%
⑧無回答等	1,395人	7.1%	741人	8.4%	654人	6.0%

(※) 受任者の人数		
全体	令和3年度	令和4年度
19,644人	8,780人	10,864人

12 (受任者(※)への質問) ご本人の判断能力の把握方法(複数選択可)

	全体		令和3年度		令和4年度	
①受任者が訪問や電話などにより直接確認	15,278人	77.8%	6,770人	77.1%	8,508人	78.3%
②ご本人の親族から聞き取り	1,173人	6.0%	442人	5.0%	731人	6.7%
③民生委員や自治会等の地域関係者から聞き取り	1,613人	8.2%	1,469人	16.7%	144人	1.3%
④ケアマネジャーやホームヘルパー等の福祉関係者から聞き取り	6,649人	33.8%	3,440人	39.2%	3,209人	29.5%
⑤医師の診断結果を確認	3,664人	18.7%	2,370人	27.0%	1,294人	11.9%
⑥その他(全体として「同居」を理由とするものが多い)	1,411人	7.2%	643人	7.3%	768人	7.1%
⑦無回答等	1,372人	7.0%	729人	8.3%	643人	5.9%

13 (受任者(※)への質問) ご本人の判断能力が低下した場合には、受任者は速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められることを知っているか。

	全体		令和3年度		令和4年度		(※) 受任者の人数		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	全体	令和3年度	令和4年度
①知っている	13,751人	70.0%	5,998人	68.3%	7,753人	71.4%	19,644人	8,780人	10,864人
②知らない	4,527人	23.0%	2,060人	23.5%	2,467人	22.7%			
③無回答等	1,366人	7.0%	722人	8.2%	644人	5.9%			

【全体】○回答者の内訳① (割合はそれぞれの選択肢を選択した方の合計を分母とするもの)

受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
①知っている	7,707人	56.0%	872人	6.3%	2,773人	20.2%	33人	0.2%	218人	1.6%	2,119人	15.4%	29人	0.2%
②知らない	4,106人	90.7%	304人	6.7%	27人	0.6%	5人	0.1%	65人	1.4%	11人	0.2%	9人	0.2%

【全体】○回答者の内訳② (割合はそれぞれの受任者の属性ごとのもの)

受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
①知っている	7,707人	60.1%	872人	69.6%	2,773人	95.4%	33人	84.6%	218人	71.7%	2,119人	98.0%	29人	18.8%
②知らない	4,106人	32.0%	304人	24.3%	27人	0.9%	5人	12.8%	65人	21.4%	11人	0.5%	9人	5.8%
③無回答等	1,014人	7.9%	76人	6.1%	106人	3.6%	1人	2.6%	21人	6.9%	32人	1.5%	116人	75.3%

13 【P29の再掲】（受任者（※）への質問）ご本人の判断能力が低下した場合には、受任者は速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められることを知っているか。

	全体		令和3年度		令和4年度		（※）受任者の人数		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	全体	令和3年度	令和4年度
①知っている	13,751人	70.0%	5,998人	68.3%	7,753人	71.4%	19,644人	8,780人	10,864人
②知らない	4,527人	23.0%	2,060人	23.5%	2,467人	22.7%			
③無回答等	1,366人	7.0%	722人	8.2%	644人	5.9%			

【令和3年度】○回答者の内訳①（割合はそれぞれの選択肢を選択した方の合計を分母とするもの）

受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①知っている	3,115人	51.9%	326人	5.4%	954人	15.9%	12人	0.2%	76人	1.3%	1,507人	25.1%	8人	0.1%
②知らない	1,889人	91.7%	121人	5.9%	15人	0.7%	1人	0.0%	28人	1.4%	3人	0.1%	3人	0.1%

【令和3年度】○回答者の内訳②（割合はそれぞれの受任者の属性ごとのもの）

受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①知っている	3,115人	56.3%	326人	67.1%	954人	93.6%	12人	92.3%	76人	64.4%	1,507人	99.0%	8人	9.0%
②知らない	1,889人	34.1%	121人	24.9%	15人	1.5%	1人	7.7%	28人	23.7%	3人	0.2%	3人	3.4%
③無回答等	529人	9.6%	39人	8.0%	50人	4.9%	0人	0.0%	14人	11.9%	12人	0.8%	78人	87.6%

13 【P29の再掲】（受任者（※）への質問）ご本人の判断能力が低下した場合には、受任者は速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められることを知っているか。

	全体		令和3年度		令和4年度		（※）受任者の人数		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	全体	令和3年度	令和4年度
①知っている	13,751人	70.0%	5,998人	68.3%	7,753人	71.4%	19,644人	8,780人	10,864人
②知らない	4,527人	23.0%	2,060人	23.5%	2,467人	22.7%			
③無回答等	1,366人	7.0%	722人	8.2%	644人	5.9%			

【令和4年度】○回答者の内訳①（割合はそれぞれの選択肢を選択した方の合計を分母とするもの）

受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
①知っている	4,592人	59.2%	546人	7.0%	1,819人	23.5%	21人	0.3%	142人	1.8%	612人	7.9%	21人	0.3%
②知らない	2,217人	89.9%	183人	7.4%	12人	0.5%	4人	0.2%	37人	1.5%	8人	0.3%	6人	0.2%

【令和4年度】○回答者の内訳②（割合はそれぞれの受任者の属性ごとのもの）

受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
①知っている	4,592人	63.0%	546人	71.3%	1,819人	96.4%	21人	80.8%	142人	76.3%	612人	95.6%	21人	32.3%
②知らない	2,217人	30.4%	183人	23.9%	12人	0.6%	4人	15.4%	37人	19.9%	8人	1.3%	6人	9.2%
③無回答等	485人	6.6%	37人	4.8%	56人	3.0%	1人	3.8%	7人	3.8%	20人	3.1%	38人	58.5%

14（質問6で②を選んだ（任意後見監督人選任の申立てをしていない）方（P24参照））
 今後、ご本人の判断能力が低下した場合には、任意後見監督人の選任の申立てをするか。

	全体		令和3年度		令和4年度	
①必ずする	6,014人	27.7%	2,882人	30.9%	3,132人	25.3%
（内訳）本人	971人	16.1%	333人	11.6%	638人	20.4%
受任者	5,033人	83.7%	2,547人	88.4%	2,486人	79.4%
不明	10人	0.2%	2人	0.1%	8人	0.3%
②たぶんする	4,254人	19.6%	1,542人	16.5%	2,712人	21.9%
（内訳）本人	1,235人	29.0%	439人	28.5%	796人	29.4%
受任者	2,996人	70.4%	1,094人	70.9%	1,902人	70.1%
不明	23人	0.5%	9人	0.6%	14人	0.5%
③たぶんしない	2,102人	9.7%	940人	10.1%	1,162人	9.4%
（内訳）本人	482人	22.9%	218人	23.2%	264人	22.7%
受任者	1,614人	76.8%	720人	76.6%	894人	76.9%
不明	6人	0.3%	2人	0.2%	4人	0.3%
④しない	1,953人	9.0%	1,020人	10.9%	933人	7.5%
（内訳）本人	333人	17.1%	156人	15.3%	177人	19.0%
受任者	1,611人	82.5%	857人	84.0%	754人	80.8%
不明	9人	0.5%	7人	0.7%	2人	0.2%
⑤分からない	2,597人	12.0%	1,088人	11.7%	1,509人	12.2%
（内訳）本人	628人	24.2%	262人	24.1%	366人	24.3%
受任者	1,958人	75.4%	821人	75.5%	1,137人	75.3%
不明	11人	0.4%	5人	0.5%	6人	0.4%
⑥無回答等	4,772人	22.0%	1,857人	19.9%	2,915人	23.6%
（内訳）本人	895人	18.8%	322人	17.3%	573人	19.7%
受任者	3,855人	80.8%	1,525人	82.1%	2,330人	79.9%
不明	22人	0.5%	10人	0.5%	12人	0.4%

【全体】○回答者の内訳（割合は質問6で「②していない」を選択した本人、受任者又は不明を分母としたもの）												
	①必ずする		②たぶんする		③たぶんしない		④しない		⑤分からない		無回答等	
本人	971人	21.4%	1,235人	27.2%	482人	10.6%	333人	7.3%	628人	13.8%	895人	19.7%
受任者	5,033人	29.5%	2,996人	17.6%	1,614人	9.5%	1,611人	9.4%	1,958人	11.5%	3,855人	22.6%
不明	10人	12.3%	23人	28.4%	6人	7.4%	9人	11.1%	11人	13.6%	22人	27.2%

【全体】○受任者に関する回答の内訳①（割合はそれぞれの選択肢を選択した受任者の合計を分母とするもの）														
受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
必ずする	1,454人	28.9%	239人	4.7%	1,341人	26.6%	10人	0.2%	84人	1.7%	1,898人	37.7%	7人	0.1%
たぶんする	2,308人	77.0%	238人	7.9%	330人	11.0%	10人	0.3%	41人	1.4%	62人	2.1%	7人	0.2%
たぶんしない	1,402人	86.9%	95人	5.9%	88人	5.5%	1人	0.1%	18人	1.1%	9人	0.6%	1人	0.1%
しない	1,402人	87.0%	83人	5.2%	85人	5.3%	1人	0.1%	25人	1.6%	12人	0.7%	3人	0.2%
分からない	1,719人	87.8%	138人	7.0%	54人	2.8%	3人	0.2%	24人	1.2%	14人	0.7%	6人	0.3%
無回答	2,615人	67.8%	245人	6.4%	789人	20.5%	7人	0.2%	69人	1.8%	118人	3.1%	12人	0.3%

【全体】○受任者に関する回答の内訳②（割合はそれぞれの受任者の属性ごとのもの）														
受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
必ずする	1,454人	13.3%	239人	23.0%	1,341人	49.9%	10人	31.3%	84人	32.2%	1,898人	89.8%	7人	19.4%
たぶんする	2,308人	21.2%	238人	22.9%	330人	12.3%	10人	31.3%	41人	15.7%	62人	2.9%	7人	19.4%
たぶんしない	1,402人	12.9%	95人	9.2%	88人	3.3%	1人	3.1%	18人	6.9%	9人	0.4%	1人	2.8%
しない	1,402人	12.9%	83人	8.0%	85人	3.2%	1人	3.1%	25人	9.6%	12人	0.6%	3人	8.3%
分からない	1,719人	15.8%	138人	13.3%	54人	2.0%	3人	9.4%	24人	9.2%	14人	0.7%	6人	16.7%
無回答	2,615人	24.0%	245人	23.6%	789人	29.4%	7人	21.9%	69人	26.4%	118人	5.6%	12人	33.3%

【令和3年度】○回答者の内訳（割合は質問6で「②していない」を選択した本人、受任者又は不明を分母としたもの）												
	①必ずする		②たぶんする		③たぶんしない		④しない		⑤分からない		無回答等	
本人	333人	19.2%	439人	25.4%	218人	12.6%	156人	9.0%	262人	15.1%	322人	18.6%
受任者	2,547人	33.7%	1,094人	14.5%	720人	9.5%	857人	11.3%	821人	10.9%	1,525人	20.2%
不明	2人	5.7%	9人	25.7%	2人	5.7%	7人	20.0%	5人	14.3%	10人	28.6%

【令和3年度】○受任者に関する回答の内訳①（割合はそれぞれの選択肢を選択した受任者の合計を分母とするもの）														
受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
必ずする	519人	20.4%	82人	3.2%	456人	17.9%	2人	0.1%	30人	1.2%	1,456人	57.2%	2人	0.1%
たぶんする	878人	80.3%	76人	6.9%	111人	10.1%	3人	0.3%	16人	1.5%	6人	0.5%	4人	0.4%
たぶんしない	621人	86.3%	44人	6.1%	45人	6.3%	1人	0.1%	5人	0.7%	4人	0.6%	0人	0.0%
しない	746人	87.0%	40人	4.7%	52人	6.1%	1人	0.1%	14人	1.6%	4人	0.5%	0人	0.0%
分からない	740人	90.1%	49人	6.0%	22人	2.7%	0人	0.0%	6人	0.7%	2人	0.2%	2人	0.2%
無回答	1,138人	74.6%	91人	6.0%	238人	15.6%	3人	0.2%	27人	1.8%	27人	1.8%	1人	0.1%

【令和3年度】○受任者に関する回答の内訳②（割合はそれぞれの受任者の属性ごとのもの）														
受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
必ずする	519人	11.2%	82人	21.5%	456人	49.4%	2人	20.0%	30人	30.6%	1,456人	97.1%	2人	0.1%
たぶんする	878人	18.9%	76人	19.9%	111人	12.0%	3人	30.0%	16人	16.3%	6人	0.4%	4人	0.4%
たぶんしない	621人	13.4%	44人	11.5%	45人	4.9%	1人	10.0%	5人	5.1%	4人	0.3%	0人	0.0%
しない	746人	16.1%	40人	10.5%	52人	5.6%	1人	10.0%	14人	14.3%	4人	0.3%	0人	0.0%
分からない	740人	15.9%	49人	12.8%	22人	2.4%	0人	0.0%	6人	6.1%	2人	0.1%	2人	0.2%
無回答	1,138人	24.5%	91人	23.8%	238人	25.8%	3人	30.0%	27人	27.6%	27人	1.8%	1人	0.1%

【令和4年度】○回答者の内訳（割合は質問6で「②していない」を選択した本人、受任者又は不明を分母としたもの）												
	①必ずする		②たぶんする		③たぶんしない		④しない		⑤分からない		無回答等	
本人	638人	22.7%	796人	28.3%	264人	9.4%	177人	6.3%	366人	13.0%	573人	20.4%
受任者	2,486人	26.2%	1,902人	20.0%	894人	9.4%	754人	7.9%	1,137人	12.0%	2,330人	24.5%
不明	8人	17.4%	14人	30.4%	4人	8.7%	2人	4.3%	6人	13.0%	12人	26.1%

【令和4年度】○受任者に関する回答の内訳①（割合はそれぞれの選択肢を選択した受任者の合計を分母とするもの）														
受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
必ずする	935人	37.6%	157人	6.3%	885人	35.6%	8人	0.3%	54人	2.2%	442人	17.8%	5人	0.2%
たぶんする	1,430人	75.2%	162人	8.5%	219人	11.5%	7人	0.4%	25人	1.3%	56人	2.9%	3人	0.2%
たぶんしない	781人	87.4%	51人	5.7%	43人	4.8%	0人	0.0%	13人	1.5%	5人	0.6%	1人	0.1%
しない	656人	87.0%	43人	5.7%	33人	4.4%	0人	0.0%	11人	1.5%	8人	1.1%	3人	0.4%
分からない	979人	86.1%	89人	7.8%	32人	2.8%	3人	0.3%	18人	1.6%	12人	1.1%	4人	0.4%
無回答	1,477人	63.4%	154人	6.6%	551人	23.6%	4人	0.2%	42人	1.8%	91人	3.9%	11人	0.5%

【令和4年度】○受任者に関する回答の内訳②（割合はそれぞれの受任者の属性ごとのもの）														
受任者の属性	親族		友人		専門職		市民後見人		その他個人		その他団体		不明	
必ずする	935人	14.9%	157人	23.9%	885人	50.2%	8人	36.4%	54人	33.1%	442人	72.0%	5人	18.5%
たぶんする	1,430人	22.9%	162人	24.7%	219人	12.4%	7人	31.8%	25人	15.3%	56人	9.1%	3人	11.1%
たぶんしない	781人	12.5%	51人	7.8%	43人	2.4%	0人	0.0%	13人	8.0%	5人	0.8%	1人	3.7%
しない	656人	10.5%	43人	6.6%	33人	1.9%	0人	0.0%	11人	6.7%	8人	1.3%	3人	11.1%
分からない	979人	15.6%	89人	13.6%	32人	1.8%	3人	13.6%	18人	11.0%	12人	2.0%	4人	14.8%
無回答	1,477人	23.6%	154人	23.5%	551人	31.3%	4人	18.2%	42人	25.8%	91人	14.8%	11人	40.7%

15 質問14で「③たぶんしない」「④しない」「⑤分からない」を選んだ方（※）
（任意後見監督人の選任の申立てにつき消極的な方）の理由（複数選択可）

	全体		令和3年度		令和4年度	
①裁判所への申立てをするのが負担だから	1,815人	27.3%	810人	26.6%	1,005人	27.9%
②任意後見監督人に誰になるのか分からないから	1,475人	22.2%	545人	17.9%	930人	25.8%
③任意後見監督人に報酬が支払われることに抵抗があるから	1,544人	23.2%	540人	17.7%	1,004人	27.9%
④任意後見監督人や家庭裁判所による監督を受けることに抵抗があるから	1,575人	23.7%	631人	20.7%	944人	26.2%
⑤任意代理契約のままで支障を感じていないから	3,160人	47.5%	1,410人	46.3%	1,750人	48.6%
⑥ご本人が意思を表示することができる場合において、ご本人の同意が得られないから	350人	5.3%	145人	4.8%	205人	5.7%
⑦その他（全体として、約3割が本人の「死亡」を理由とする）	1,595人	24.0%	862人	28.3%	733人	20.3%
⑧無回答等	238人	3.6%	91人	3.0%	147人	4.1%

（※）質問14で「③たぶんしない」「④しない」
「⑤分からない」を選んだ人数

	全体	令和3年度	令和4年度
③たぶんしない	2,102人	940人	1,162人
④しない	1,953人	1,020人	933人
⑤分からない	2,597人	1,088人	1,509人

16 任意後見制度について、不便や不都合を感じた点、制度を改正すべきだと感じた点(複数選択可)

	全体		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①公正証書を作成するために公証役場に行くのが負担に感じる	4,864人	18.9%	1,963人	17.7%	2,901人	19.9%
②任意後見監督人に報酬が支払われることが負担に感じる	5,077人	19.8%	1,685人	15.2%	3,392人	23.2%
③任意後見監督人や家庭裁判所による監督が負担に感じる	5,833人	22.7%	2,142人	19.3%	3,691人	25.3%
④一定の公的機関等への簡便な定期報告により監督を受けるものとするなど、監督の負担を軽減する仕組みにすべきと感じる	6,734人	26.2%	2,545人	23.0%	4,189人	28.7%
⑤判断能力が低下したときに、きちんと任意後見が開始されるか不安である	2,742人	10.7%	1,066人	9.6%	1,676人	11.5%
⑥任意後見受任者になってくれる人を探すのが負担に感じる	1,433人	5.6%	630人	5.7%	803人	5.5%
⑦任意後見契約の締結について相談する窓口を探すのが負担に感じる	1,613人	6.3%	719人	6.5%	894人	6.1%
⑧その他	3,291人	12.8%	1,423人	12.8%	1,868人	12.8%
⑨無回答等	8,972人	35.0%	4,439人	40.1%	4,533人	31.1%